

○老人福祉法に基づく届出が必要なサービス種類

事業種類	サービス種類 (介護保険上の事業の内容)	老人福祉法上の事業、施設の種類	老人居宅生活 支援事業 新規：第1号 変更：第2号 休廃止：第3号	老人デイサービス センター 新規：第1号 変更：第2号 休廃止：第3号	老人ホーム 変更：第10号
居宅サービス	訪問介護	老人居宅介護等事業	○		
	通所介護	老人デイサービスセンター		○	
	短期入所生活介護	老人短期入所事業	○ (※併設)	○ (※単独)	
		老人短期入所施設	○ (※併設)	○ (※単独)	
介護予防サービス	介護予防短期入所生活介護	老人短期入所事業	○ (※併設)	○ (※単独)	
		老人短期入所施設	○ (※併設)	○ (※単独)	
地域密着型サービス	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	老人居宅介護等事業	○		
	夜間対応型訪問介護	老人居宅介護等事業	○		
	地域密着型通所介護	老人デイサービスセンター		○	
	認知症対応型通所介護	老人デイサービスセンター		○	
	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業	○		
	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型老人共同生活援助事業	○		
	地域密着型介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム			○
	看護小規模多機能型居宅介護	複合型サービス福祉事業	○		
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	老人デイサービスセンター		○	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業	○		
	介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症対応型老人共同生活援助事業	○		
介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業(指定事業者のみ)	老人居宅介護等事業	○		
	第1号通所事業(指定事業者のみ)	老人デイサービスセンター		○	
施設サービス	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム			○

※併設：特別養護老人ホーム等の併設された施設に通う・入所する場合

※単独：併設以外